

[事案 2023-362] 損害賠償請求

・令和6年9月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に契約した利率変動型積立保険について、以下等の理由により、既払込保険料相当額を損害賠償してほしい。

- (1)がんの保障が手厚い保険を求めたが、再発した場合にも保障される保険ではないことの説明を受けていなかった。また、インスリンによる治療であれば、重度慢性疾患保障の重度慢性疾患保険金の支払対象になると言われたが、実際には、インスリン治療を6か月間継続することが保険金の支払要件であり、その条件についても説明を受けていなかった。
- (2)募集人から保険を勧められ加入したが、説明を受けても分かりにくく、十分に理解できなかった。

<保険会社の主張>

募集人は、資料を用いて十分に説明しており、特に重度慢性疾患保障の請求案内時には、支払要件を正しく説明したことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。